

平成25年4月11日

当社商品「がんPLUS」の保障内容に関する一部報道について

平成25年4月10日の日本経済新聞において、当社商品「がんPLUS」※の保障内容に関する報道（公的医療保険の適用外となる未承認の場合でも給付対象とする等）がありましたが、当社の「がんPLUS（がん薬物治療特約）」のお支払対象となる薬物治療は、「薬事法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤または疼痛緩和薬の投与または処方で、公的医療保険制度の給付対象となるもの」に限ります。

「がんPLUS（がん薬物治療特約）」ではお支払対象となる抗がん剤の範囲を、医薬品名を列挙したり医薬品の分類に準拠する方式ではなく、『医薬品の使用目的』により定めることで、将来誕生する新薬（公的医療保険制度の給付対象となるものに限ります）も対象となり、医師が抗がん剤治療として行う治療を将来に亘ってもれなく保障できる仕組みとしております。

※ニュースリリース URL :

<http://www.sumitomolife.co.jp/about/newsrelease/pdf/2012/130304.pdf>

以 上